

中小企業活性化全国本部 御中
各中小企業活性化協議会 御中

中小企業庁事業環境部金融課

協議会スキームの相談企業が第二会社方式を利用した場合の 各種補助金事業における取扱いについて

平素より中小企業活性化協議会事業に御尽力いただきありがとうございます。

ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、事業再構築補助金、新事業進出補助金及びなりわい再建支援補助金（以下「各種補助金」といいます。）を受給していた中小企業者が、協議会スキームに従って作成された再生計画に基づきいわゆる第二会社方式を利用するケースで、再生計画を履行する上で各種補助金をどのように取り扱うのかが問題になる場合があると承知しております。

そこで、以下のような想定ケースを前提に、各種補助金との関係でどのような手続等を行う必要があるのかを、下記のとおり整理しました。協議会スキームを進める上で御参考にしていただければと思います。

【想定ケース】

相談企業が、協議会スキームに従って作成された再生計画に基づき、各種補助金により取得等した財産（以下「本件資産」といいます。）を含む事業を第三者（第三者が出資等する新会社等を含む）であるスポンサーに対して、会社分割又は事業譲渡する方法で承継した上で、当該事業を継続するケース

なお、各内容はあくまでも現時点におけるものであり、今後変更等がありうる点にご留意ください。

記

1. 前提

想定ケースは、原則として処分制限財産の譲渡として取り扱われることになります。一方で、補助事業によっては、補助事業全体の承継として取り扱われる場合もあります。

そして、処分制限財産の譲渡として取り扱われる場合でも、補助事業の承継として取り扱われる場合でも、基本的に事前承認は必要となります。

（1）処分制限財産の譲渡

- 補助金適正化法第22条により、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産」（以下「処分制限財産」といいます。）は、原則として、各省庁の長の承認（以下「事前承認」といいます。）を受けなければ、補助金等の交付の目的に反して譲渡等することができません。これに関して、経済産業省では、通達（別紙）において、事前承認の基準を定めています。これによれば、以下のような整理がなされています。

- ① 事前承認をする場合には、一定の金額を国庫に納付する旨の条件（国庫納付条件）を付さなければならない。

- ② ただし、大臣等が適当であると個別に認める場合には、国庫納付条件に代えて、又は国庫納付条件と併せて、処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合に交付要綱に基づき大臣等の承認を得る旨の条件（再処分条件）を付すことができる。
- ③ 「大臣等が適当であると個別に認める場合」とは、例えば「補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡」について国庫納付条件に代えて再処分条件を付すような場合をいうと考えられる。

- また、ここでいう「譲渡」とは、通達（別紙）において「処分制限財産の所有者の変更」のことを指すと定義されており、売買契約に限定されていません。
- そして、本件資産は、基本的に処分制限財産に該当します。
- そのため、想定ケースでは、原則として処分制限財産の譲渡に係る事前承認が必要になります¹。
- なお、補助金適正化法 22 条ただし書を受けた同施行令 14 条 1 項 2 号では、各省各庁の長等が定める期間（以下「処分制限期間」といいます。）を経過した場合には、処分制限財産であっても自由に処分できるとされています。経済産業省では、告示により、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間で定める期間を処分制限期間としています（ただし、間接補助事業では事務局等が別途の期間を定めている場合があります。）。

（２）補助事業の承継

- また、補助金によっては、交付規程等の内容により、処分制限財産の譲渡ではなく補助事業自体の承継という取扱いになる場合もあります。
- この場合にも、想定ケースでは、原則として補助事業の承継に係る事前承認が必要になります²。
- ただし、補助事業の承継は当該事業期間中の手続となるため、当該事業期間の終了後には、（１）記載のとおり処分制限財産の譲渡に係る事前承認が必要になります。

（３）結論

- 以上のとおり、想定ケースにおいては、それが処分制限財産の譲渡として取り扱われる場合でも、補助事業の承継として取り扱われる場合でも、事前承認は必要となります。

¹ 補助金適正化法 22 条の定める制限は経済産業省の直接補助事業を対象としているため、間接補助事業などの場合には直接適用されません。もっとも、基本的には事務局等において同様の内容が準用されています。そのため、以下でも、補助金適正化法等の内容がそのまま準用されている場合には、間接補助事業により取得した本件資産であっても単に「処分制限財産」と記載し、その他の部分についても特段の注記等はしていません。

² 一般的には、当該事前承認の中で、処分制限財産の譲渡に係る事前承認も併せて行われるものと整理され、処分制限財産の譲渡に係る事前承認が別途行われることはありません。

2. 各種補助金における手続等

(1) ものづくり補助金

承継の可否：可能

承継の方式：補助事業の承継（交付規程 10 条 1 項 7 号）

事前承認の要否：事前承認が必要

事前承認の主体：事務局

事前承認の基準：事業実施の必要上、やむを得ず補助事業の実施を第三者に承継する場合は事前承認が可能

国庫納付の要否：上記の場合には不要

その他の他：想定ケースは、「補助事業実施の必要上やむを得ず当該事業の実施を第三者に承継する場合」に該当するが、交付の目的に反しないことを確認するために、事務局の求める必要資料を提出する必要がある

(2) 小規模事業者持続化補助金

承継の可否：可能

承継の方式：処分制限財産の譲渡

事前承認の要否：事前承認が必要

事前承認の主体：事務局

事前承認の基準：補助事業実施の必要上、やむを得ず当該事業の実施を第三者に承継する場合には事前承認が可能

国庫納付の要否：上記の場合には不要

その他の他：交付の目的に反しないことを確認するために、事務局の求める必要資料を提出する必要がある

(3) 事業再構築補助金

承継の可否：可能

承継の方式：補助事業の承継（交付規程 12 条 1 項 6 号）

事前承認の要否：事前承認が必要

事前承認の主体：事務局

事前承認の基準：補助事業実施の必要上、やむを得ず当該事業の実施を第三者に承継する場合には事前承認が可能

国庫納付の要否：上記の場合には不要

その他の他：補助事業の実施期間中であれば、上記のとおり、補助事業の承継（交付規程 12 条 1 項 6 号）として事務局の事前承認手続が必要となる
補助事業の完了後、事業計画期間中に当該事業を承継する場合には事務局への届出の手続（交付規程 26 条 1 項 2 号）が必要となる。なお、届出につき事務局による処分制限財産の譲渡に係る事前承認は行われませんが、交付の目的に反しないことを確認するために、事務局の定める必要資料を提出する必要がある

(4) 新事業進出補助金

承継の可否：可能

承継の方式：補助事業の承継（交付規程 12 条 1 項 6 号）

事前承認の要否：事前承認が必要

事前承認の主体：事務局

事前承認の基準：補助事業実施の必要上、やむを得ず当該事業の実施を第三者に承継する場合には事前承認が可能

国庫納付の要否：上記の場合には不要

その他：補助事業の実施期間中であれば、上記のとおり、補助事業の承継（交付規程 12 条 1 項 6 号）として事務局の事前承認手続が必要となる
補助事業の完了後、事業計画期間中に当該事業を承継する場合には事務局への届出の手続（交付規程 26 条 1 項 2 号）が必要となる。なお、届出につき事務局による処分制限財産の譲渡に係る事前承認は行われないが、交付の目的に反しないことを確認するために、事務局の定める必要資料を提出する必要がある

(5) なりわい再建支援補助金

承継の可否：可能

承継の方式：処分制限財産の譲渡

事前承認の要否：事前承認が必要

事前承認の主体：各経産局長

事前承認の基準：特別の基準は存在しない

国庫納付の要否：想定ケースは「補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡」に該当し、不要となることが想定されるが、仮に事業を継続しない場合には必要

以上

(別紙)

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（抜粋）³

2. 財産処分の定義

(1) 本取扱いで定める財産処分の定義は、以下のとおりである。

転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：処分制限財産の所有者の変更。

(略)

3. 財産処分の承認の基準について

(1) 補助事業者等からの財産処分の申請について補助金適正化法第22条の承認をする場合には、本取扱い4. で定める金額を国庫に納付する旨の条件（以下「国庫納付条件」という。）を付さなければならない。

(2) ただし、大臣等が適当であると個別に認める場合※1には、国庫納付条件に代えて、又は国庫納付条件と併せて、処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合に交付要綱に基づき大臣等の承認を得る旨の条件（以下「再処分条件」という。）を付することができる。

※1「大臣等が適当であると個別に認める場合」としては、国庫納付条件に代えて再処分条件を付すものとして補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等が、国庫納付条件と併せて再処分条件を付すものとして一時的な有償貸付け等が、考えられる。

(略)

4. 国庫納付額の算定について

国庫納付条件に定める国庫納付額は、以下のとおりとする。

(1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る国庫納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の国庫納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。(3) 担保に供する処分における担保権実行時の国庫納付額は、4.(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

(略)

³ https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei29.pdf